

**COVID-19 感染拡大に関連した  
インドネシア政府による  
経済対策・事業者支援策**

**2020.12**

**静岡県東南アジア駐在員事務所**

はじめに

1. [措置内容] (ビザ) BKPM による特別入国許可発行
2. [措置内容] (労務) BPJS 社会保障 保険料減額・支払猶予について
3. [措置内容] (税務) (2020年6月公表した) 各種税金の免除、減税措置の更新について

[以下、2020年6月公表内容]

1. [措置内容] 個人所得源泉税 (PPh21) の政府負担 (免除)
2. [措置内容] 輸入時の前払法人税 (PPh22) の免除
3. [措置内容] 予納法人所得税 (PPh25) の30%免除
4. [措置内容] 外形標準課税 (PP23 Tahun2018) の免除
5. [措置内容] 低リスク課税業者の付加価値税 (PPn) の暫定還付

#### 免責事項

当該資料に掲載されている情報について、静岡県東南アジア駐在員事務所は当該資料の利用者が当該資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。下記に起因して利用者に生じた損害につき、静岡県東南アジア駐在員事務所としては責任を負いかねますので御了承ください。

## はじめに

コロナ禍が経済に多大な影響を世界中へ与えており、インドネシアも各国同様、政府による手厚い対応が求められている。施行まで至っていない検討段階の施策もあり、その中には、国産原料に係る付加価値税の軽減施策、中小・零細事業者向けの返済困難となった債務再編施策（支払利子の補助、元本返済優遇策等）、製造業者向けに景気刺激策として、特定産業の電気料金減額・割引、原材料の輸入許可取得緩和等が挙げられる。

本書では、外資企業含むインドネシア国内大企業向け経済対策のなかで、主に現時点で確認できている税制優遇措置について、多くのインドネシア外資企業が期限付きでファシリティーを受けることのできる措置について記載する。

2020年12月に内容の確認できたものについて追記、更新を行った。

## 1. (ビザ) BKPM による特別入国許可発行

外国人に対する新規ビザの手続き停止、および新規ビザでのインドネシア入国禁止という状況の長期化から、BKPM（投資調整庁）が特別措置を講じました。本特別措置は、BKPM に申請をあげることにより、現時点でも入国可能な ITAS 保持者以外の外国人も入国が可能となる推薦状が発行され、ビザが発給できる措置でございます。サポートの主旨は、外国人不在により工場が稼働できない、責任者不在により事業に影響が出るといったようなこととなります。

### (1) 申請方法

1. 申請書提出先 : BKPM 長官宛てに申請書を提出
2. 申請書署名者 : 企業の取締役による署名
3. 申請書記載事項 :
  - a. 申請についての担当者コンタクト先（氏名、Eメールアドレス、携帯番号）
  - b. コロナ禍期間中の企業の代表者、専門家の入国目的  
※国家戦略プロジェクト案件などを優先するものの、申請できる企業はこれに限定しない（ポイントはなぜ当該外国人の派遣が必要か、どういう効果が期待されるか、当該外国人の渡航により（インドネシア経済にとって）どのようなメリットがあるかといった点を明確に記載要）
  - c. 投資活動の実施詳細（投資金額、プロジェクト場所）  
※満たすべき最低投資額は特に設けていない
  - d. インドネシア人の雇用計画  
※最低雇用者数は特に設けていない
  - e. 入国予定の外国人情報 氏名、パスポート番号、国籍、役職
  - f. 入国時・入国後の健康対策（PCR 検査結果記載の健康証明書持参と入国後の検査結果による隔離等）についての準備が出来ていること
4. その他必要書類 :
  - ① パスポートのカラースキャンデータ
  - ② 入国希望者が役員の場合は証明となる定款と法務人権省承認スキャンデータ
  - ③ 既にビザ申請を進めていた場合は、取得が出来ている部分までのデータ（RPTKA、Notifikasi、TELEX、VISA）

### (2) 取得所要期間

おおよそ2～3週間程度

※在宅勤務義務や関連省庁内でのコロナ陽性者発生等の要因にて、手続きにかかる所要期間にばらつきがみられます。可能な限り早めに申請を行うことをお勧め致します。

## 2. (労務) BPJS 社会保障 保険料減額・支払猶予について

2020年9月1日付にて新型コロナウイルス感染拡大期におけるBPJS 社会保障プログラム(BPJS Ketersnakerjaan)の保険料調整についての政令2020年49号が公布されました。BPJSとは全従業員を加入させる義務がある社会保険制度となります。(※一部外国人免除)

本措置は、雇用者負担である保険料の減額を含み、企業のコストダウンも図ることが可能です。プログラム内容によっては、減額と支払猶予と措置内容が異なるため、注意が必要です。

- (1) a. 2020年7月度保険料までを支払っている加入者に対して、JKK (労災保障) と JKM (死亡保険) 保険料を99%減額、1%分の支払へと変更する。
- b. 上記1aの措置は自動的に適用される。BPJS 社会保障オンラインシステム(SIPP)にて請求書を発行する際に、既に本措置が適用され保険料計算されているため、別途申請不要  
※8月度、9月度の保険料について、減額前の金額にて支払済の場合、10月度保険料支払い時にBPJS 社会保障オンラインシステム(SIPP)にて自動的に超過分の計算が行われ、支払額が調整される
- c. 適用期間は、2020年8月～2021年1月までの6か月間

【計算例】

プログラム名	保険料率	給与額 (Rp/月)	保険料金額 (Rp/月)		
			通常金額 (100%)	減額金額 (99%)	支払金額 (1%)
JKK 労災保障	雇用者負担 0.24% ※企業による	3.000.000-	7.200-	7.128-	72-
JKM 死亡保険	雇用者負担 0.30%	3.000.000-	9.000-	8.910-	90-

- (2) a. コロナ感染拡大の影響を受ける企業、且 2020年7月度保険料までを支払っている加入者に対して、JP（養老年金）保険料の99%分を支払を猶予（延期）する。
- b. 上記2a.の措置について、BPJS 社会保障の各企業担当者（RO）へ申請の必要有。申請承認後、適用可能となるため、お早めに申請ください。
- c. 適用期間は、2020年8月～2021年1月までの6か月間
- d. 支払いが猶予されたJP（養老年金）保険料については、下記期限までに、一括支払い、もしくは分割支払いが必要となる。
- ✓支払期限：  
2021年5月15日まで
- ✓延滞金：  
2021年5月16日～2022年4月15日 未払い分に対して1か月0.5%の延滞金  
2022年4月16日以降 未払い分に対して1か月2%の延滞金

## 【計算例】

プログラム名	保険料率	給与額 (Rp/月)	保険料金額 (Rp/月)		
			通常金額 (100%)	支払猶予金額 (99%)	支払金額 (1%)
JP 養老年金	従業員負担 1%	5.000.000	50.000-	49.000-	500-
	雇用者負担 2%		100.000-	99.000-	1.000-

- (3) 全てのプログラムに対する延滞金が、2% (1 カ月につき) から 0.5% (1 カ月につき) へ減額される。また、JP の支払猶予分に対する延滞金は、支払期限までは免除とする。
- (4) 全てのプログラムの保険料支払期限を従来の翌月 15 日から翌月 30 日へ変更とする。翌月 30 日が休日の場合、30 日より前の営業日に支払を行う必要がある。
- (5) 保険料の減額措置による、保障内容の変更はなし。

### 3. [措置内容] (税務) (2020 年 6 月公表した) 各種税金の免除、減税措置の更新について

2020 年 6 月に報告した税務に関する措置について、更新部分について下記に記載する。主には、対象者の拡大 (対象事業コードの拡大) と対象期間の延長 (9 月度までのところが、12 月度までへ) など。

#### [2020 年 6 月公表] 1. 個人所得源泉税 (PPh21) 政府負担に関して

- ・ 1062 の事業コード (KLU) 対象から、1189 の事業コードまで拡大。
- ・ 対象期間終了時期が、9 月度から 12 月度へ延長。

- ・ 本社申請のみで支社も優遇措置を受けることが可能。  
※事業コード/KLU 該当企業のみ、KB/KITE（保税工場ファイシリティ）企業は、別途支店からの申請が必要。  
※実績報告については、本社、支社それぞれで実施が必要。

#### [2020年6月公表] 2. 外形標準課税（PP23 Tahun2018）の免除に関して

- ・ 本措置を受けるために申請が必要だったが、本規程施行後、別途申請が不要。（実績報告は、引き続き必要）
- ・ 対象期間終了時期が、9月度から12月度へ延長。

#### [2020年6月公表] 3. 輸入時の前払法人税（PPh22）の免除に関して

- ・ 431の事業コード（KLU）対象から、721の事業コードまで拡大。
- ・ 対象期間終了時期が、9月度から12月度へ延長。
- ・ 実績報告について、これまでは四半期に一度必要だったが4～6月分は、7月20日まで、7月～12月分は、翌月20日までと毎月の実績報告に変更。

#### [2020年6月公表] 4. 予納法人所得税（PPh25）の50%減税に関して

- ・ 減税率30%が50%へ変更。
- ・ 50%減税対象期間は、2020年7月分（8月納税申告分）～12月分（2021年1月納税申告分）。
- ・ 846の事業コード（KLU）対象から、1013の事業コードまで拡大。
- ・ 対象期間終了時期が、9月度から12月度へ延長
- ・ 実績報告について、これまでは四半期に一度必要だったが4～6月分は、7月20日まで、7月～12月分は、翌月20日までと毎月の実績報告に変更。

#### [2020年6月公表] 5. 付加価値税（PPn）暫定還付に関して

- ・ 431の事業コード（KLU）対象から、716の事業コードまで拡大。



## 以下、[2020年6月公表内容]

### 1. [措置内容] 個人所得源泉税 (PPh21) の政府負担 (免除)

一定の条件を満たした場合、個人所得源泉税 (PPh21) が免除される。政府負担の個人所得税は、従業員へ支給することとあり、政府から会社への補助はない。そのため、会社のコストカットにはならない施策となる。国民の税務負担を減らすことを目的としている。

#### (1) 対象者、対象業種

- ① 対象 KLU (事業分類コード) の従業員である、且つ/または、KITE (輸出向ファシリティー保有企業)、Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB (保税工場関連ファシリティー保有企業) の従業員である

※ KLU については、確定申告済の 2018 年度年次申告書 (SPT Tahunan) 内に記載されている KLU が基準となる。製造業を中心に 1062 の事業分類コードが対象。その他、修繕サービス、建設業、商社 (機械、スペアパーツ、繊維、等) 冷蔵倉庫、不動産業、コンサルティング等が含まれる。

- ② NPWP (納税者番号) を所有している従業員
- ③ 年間固定総所得が 2 億ルピア未満 (約 152 万円程) の従業員

#### (2) 施行期間

2020 年 4 月度取引 (5 月納税申告分) ~2020 年 9 月度取引 (10 月納税申告分)

適用期間は許可書発行日から 9 月分 (10 月納税申告分) まで

#### (3) 申請方法

規程付属 C のフォーマットを使用して雇用者 (会社) が申請。

(DJP online (租税総局システム))

<https://djponline.pajak.go.id/account/login> での申請可)

※法律上、5 営業日以内に許可を受け取ることが可能となっており、実際の運用も 5 営業日以内に認可を受けることができる。

#### (4) 実績報告義務

優遇措置を受けた場合、3 カ月に 1 度の実績報告義務がある。

- 報告対象期間: 4 月~6 月分 報告期限: 7 月 20 日まで
- 報告対象期間: 7 月~9 月分 報告期限: 10 月 20 日まで

## 2. [措置内容] 輸入時の前払法人税（PPh22）の免除

一定の条件を満たした場合、輸入時に納付する PPh22（輸入時前払い法人税）が全額免除される措置。工場業務や輸入販売を営む法人が、材料、物品輸入した時点で発生する税金であり、未納付の場合、通関処理が行えない税金である。輸入過多企業においては、年度末法人所得税申告時に、PPh22 支払分が過払い・還付ポジションとなり税務調査が入る場合のリスク軽減や、会社のキャッシュフロー面での負担軽減が期待できる。

### （1）対象者、対象業種

- ① 対象 KLU（事業分類コード）の会社である、且つ／または、KITE（輸出向ファシリティー） Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB（保税工場関連ファシリティー）を保有している。 ※KLU については、申告済の 2018 年度年次申告書（SPT Tahunan）内に記載されている KLU が 基準となる。431 の事業分類コードが対象。2 輪 4 輪の製造業や一部商社も対象となっている。

### （2）施行期間

施行期間：2020 年 4 月度取引（5 月納税申告分）～2020 年 9 月度取引（10 月納税申告分）

適用期間： 許可書発行日から 9 月分（10 月納税申告分）まで

### （3）申請方法

後程付属 J のフォーマットを使用して雇用者（会社）が申請。（DJP online（租税総局システム） <https://djponline.pajak.go.id/account/login> での申請可）

申請後、Surat Keterangan Bebas PPh22（PPH22 免税通知書）が発行される。

※法律上、3 営業日以内に許可を受け取ることが可能

### （4）実績報告義務

優遇措置を受けた場合、3 カ月に 1 度の実績報告義務がある。

- 報告対象期間： 4 月～6 月分 報告期限： 7 月 20 日まで
- 報告対象期間： 7 月～9 月分 報告期限： 10 月 20 日まで

## 3. [措置内容] 予納法人所得税（PPh25）の 30%免除

一定の条件を満たした場合、予納すべき PPh25 月次分割納付税金が 30%免除される。インドネシアの納税方法の大きな特徴として、申告納税制度が採用されており、税務番号を保有する法人は昨年度実績法人税額を基に、毎月 12 分の 1 の額を納税する義務が生じる。対象企業においては、年度末法人所得税申告時に、PPh25 支払分が過払い・還付ポジションとなり税務調査が入る場合のリスク軽減や、会社のキャッシュフロー面での負担軽減が期待できる。

### (1) 対象者、対象業種

- ① 対象 KLU (事業分類コード) の会社、且つ／または、KITE (輸出向ファシリティー) Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB (保税工場関連ファシリティー) を保有している。 ※KLU については、申告済の 2018 年度年次申告書 (SPT Tahunan) 内に記載されている KLU が基準となる。846 の事業分類コードが対象。製造業、建設業、一部商社業冷蔵倉庫, 不動産業, コンサルティング業等が対象。

### (2) 施行期間

施行期間: 2020 年 4 月度取引 (5 月納税申告分) ~2020 年 9 月度取引 (10 月納税申告分)

適用期間: 許可書発行日から 9 月分 (10 月納税申告分) まで

### (3) 申請方法

法律付属 C のフォーマットを使用し申請。

(DJP online (租税総局システム) <https://djponline.pajak.go.id/account/login>

での申請可) 申請後、許可書が発行される。

※法律上、5 営業日以内に許可を受け取ることが可能

### (4) 実績報告義務

優遇措置を受けた場合、3 カ月に 1 度の実績報告義務がある。

- 報告対象期間: 4 月~6 月分 報告期限: 7 月 20 日まで
- 報告対象期間: 7 月~9 月分 報告期限: 10 月 20 日まで

## 4. [措置内容] 外形標準課税 (PP23 Tahun2018) の免除

一定の条件を満たした場合、納付すべき外形標準課税が免除される。本項で指す外形標準課税とは、政令 PP.No. 23/2018 にて規定、運用されている特定課税事業者に対する外形標準課税である。定められた期間、年間収益金額が 48 億ルピア以下の場合、売上高に対して 0.5%の外形標準課税（ファイナル分離課税）の納付となる。対象企業においては、会社のキャッシュフロー面での負担軽減が期待できる。

### **（１）対象者、対象業種**

外形標準課税（PP23 Tahun2018）対象企業すべて

### **（２）施行期間**

施行期間： 2020 年 4 月度取引（5 月納税申告分）～2020 年 9 月度取引（10 月納税申告分）

適用期間： 許可書発行日から 9 月分（10 月納税申告分）まで

### **（３）申請方法**

DJP online（租税総局システム） <https://djponline.pajak.go.id/account/login>  
での申請

### **（４）実績報告義務**

翌月 20 日までに行う。（例：2020 年 4 月分は、5 月 20 日まで）

## 5. [措置内容] 低リスク課税業者の付加価値税 (PPn) の暫定還付

付加価値税法 9 条 4c 項に基づく企業「低リスクの課税業者」ステータスを一時的に付与されることにより、還付所用期間を大幅短縮、税務調査なし・企業担当税務署員からの簡易的な確認のみにて、暫定還付を受けることが可能。問題点は、この暫定還付を受けた後に、還付対象年度の税務調査を受けて否認された付加価値税は、100%の罰金を受けることから注意の必要がある。

### (1) 対象者、対象業種

- ① 対象 KLU (事業分類コード) の会社である、且つ/または、KITE (輸出向ファシリティー) Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB (保税工場関連ファシリティー) を保有している

※KLUについては、申告済の 2018 年度年次申告書 (SPT Tahunan) 内に記載されている KLU が基準となる。431 の事業コードが対象。2 輪 4 輪の製造業や一部商社も対象となっている。

- ② 50 億ルピア以下の過払付加価値税がある企業

### (2) 施行期間

施行期間: 2020 年 4 月度取引 (5 月納税申告分) ~2020 年 9 月度取引 (10 月納税申告分)

還付期限: 2020 年 10 月末日

### (3) 申請方法

月次申告の際に、還付希望として申請を行う。

### (4) 実績報告義務 無